

JCAAの仲裁制度の改革について

－ビジネス界のあらゆるニーズに対応する3つの仲裁規則の紹介－

道垣内 正人*

I. はじめに

II. 3つの仲裁規則とそれぞれの特徴

1. 商事仲裁規則

- (1) 仲裁人の公正性・独立性に関するルールの一層の明確化（24条）
- (2) 仲裁人による補助者の使用についてのルールを明記（33条）
- (3) 仲裁人の少数意見の公表の禁止（63条）
- (4) 迅速仲裁手続（旧簡易手続）の改正（83条～90条）
- (5) 仲裁人報償金に関するルールの改正（91条～102条）
- (6) 管理料金に関する改正（103条～108条）

2. インタラクティヴ仲裁規則

- (1) 仲裁廷と当事者との「対話」の義務化（その第1回目）（48条）
- (2) 仲裁廷と当事者との「対話」の義務化（その第2回目）（56条）

3. UNCITRAL仲裁管理規則

- (1) UNCITRAL仲裁管理規則の本体部分
- (2) 仲裁人報償金に関する規定：高額の報償金の支払い

4. 3つの規則の適用関係

III. 各仲裁規則を指定する推薦仲裁条項

1. 商事仲裁規則を指定する仲裁条項例
2. インタラクティヴ仲裁規則を指定する仲裁条項例
3. UNCITRAL仲裁規則及びUNCITRAL仲裁管理規則を指定する仲裁条項例

I. はじめに

国際取引から生ずる紛争を解決する仲裁を自国において行うことは、単にインバウンドの経済効果を生むだけではなく、自国企業の紛争解決の利便性を高めるとともに、法の支配をもたらすインフラストラクチャーを国際社会に提供することを意味し、国際的ステータスを高めることにも繋がることから、多くの国の政府及び仲裁機関は自国での仲裁を誘致する努力を重ねています。日本においても、2017年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」（「骨太の方針」）において「国際仲裁の活性化に向けた基盤整備のための取組」が謳われ、国際仲裁等のために利用可能な施設を法務省が提供するといった施策のほか、外国弁護士の日本での仲裁代理に関する制約を緩和するための法改正に向けた動きも具体化しています。

以上のような背景の下、日本商事仲裁協会（以下、「JCAA」）は、諸外国の仲裁機関との競争において一歩遅れを取っているとの認識から、仲裁制度の利用者である企業の視点に立ち、手続の透

* どうがうち まさと

一般社団法人日本商事仲裁協会（JCAA）
特定業務執行理事（仲裁・調停担当）

明性を確保・強化しつつ、JCAAの仲裁制度を企業にとって真に利用しやすいものとするべく、2018年6月より、仲裁規則の改正及び新規則の制定について、議論を重ねてきました。

そして、今般、紛争解決に関するビジネス界のあらゆるニーズに対応した的確な仲裁サービスを提供するため、以下の通り、従来の2つの仲裁規則（「商事仲裁規則」及び「UNCITRAL仲裁規則による仲裁の管理および手続に関する規則」）を改正するとともに、新たに1つの仲裁規則（「インタラクティヴ仲裁規則」）を制定し、いずれも2019年1月1日に施行しました。

- 商事仲裁規則：従来からあるJCAAの商事仲裁規則を鍛磨進化させ、外国の諸仲裁機関の規則には見られないきめ細かなルールを定め、円滑な紛争解決を提供する。
- インタラクティヴ仲裁規則：上記の商事仲裁規則と多くの共通する規定を備えつつ、手続過程において当事者と仲裁人との間で「対話」を行い、かつ、仲裁報償金を定額制とすることにより、当事者の予見可能性を最大限確保しつつ、迅速な紛争解決を提供する。
- UNCITRAL仲裁管理規則：国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)が策定したアドホック仲裁用の仲裁規則である「UNCITRAL仲裁規則」を補充する管理規則として、UNCITRAL仲裁規則と一体として適用され、JCAAによる手続管理の下で、手続の柔軟性を最大限尊重し、世界中の著名な仲裁人を含め紛争規模その他の事件の性質に応じた多様な仲裁人を配する。

この3つの仲裁規則の改正・制定に当たっては、仲裁利用者のニーズを適確に把握するべく、2018年8月から10月にかけて、条文試案を示しながら、弁護士や学者等の仲裁専門家から個別に意見を聴取するほか、企業の法務担当者や契約管理担当者、弁護士や学者等の仲裁専門家との意見交換会を計

6回開催しました。その結果、延べ企業40社、仲裁専門家28名から、貴重な意見、示唆を頂戴しました。こうした意見交換と並行して、同年9月に、下記委員より構成される「JCAA規則改正・制定等検討委員会」を設置し、同年11月までの間に計5回の会合を開催して、規則案の検討を集中的に行いました。同委員会からの答申を踏まえ、仲裁規則改正案及び制定案に関するパブリックコメントを行った結果、23名及び3団体より意見があり、これらを踏まえてさらに内容の一部を修正した各規則が、12月6日に開催されたJCAA理事会で承認・可決されました。

JCAA規則改正・制定等検討委員会委員

(50音順 敬称略)

委員長 山本 和彦（一橋大学教授）
委員 一場 和之（弁護士）
委員 出井 直樹（弁護士）
委員 垣内 秀介（東京大学教授）
委員 ダグラス・K・フリーマン（弁護士）

前述のとおり、日本における仲裁振興の機運が国レベルで高まっている中で、その機を逸することなく、かつ、海外の仲裁機関との競争においてこれ以上の後れをとらないためには、JCAAの仲裁制度の改革を極めて迅速に進めていく必要があるとの判断から、今般の仲裁規則の改正及び制定は、短期間で行うことになりました。今後、各規則を実際に運用していく中で、必要と判断した場合には、規則のさらなる改正や運用上の工夫を躊躇なく行います。

本稿では、3つの仲裁規則の概要とそれぞれの主な特徴及び各規則の適用関係について説明致します。なお、各規則の条文はJCAAのウェブサイト (<http://www.jcaa.or.jp/>) に掲載しておりますので、適宜ご参照下さい。

II. 3つの仲裁規則とそれぞの特徴

1. 商事仲裁規則

1) 概要

従前のJCAAの商事仲裁規則による手続運用に

おいて改善すべき点や近時の日本における裁判例等を踏まえ、手続のより一層の透明化・適正化を図ることを目的として、商事仲裁規則の一部を改正しました。具体的には、仲裁人の公正性・独立性に関する規定の明確化、単独仲裁人及び仲裁廷の長が仲裁人補助者を利用する場合の規律の明記、仲裁人による少数意見の公表の禁止等、他の仲裁機関よりも一歩進んだ細やかな手続準則を新たに明記しています。

また、仲裁利用者の懸念材料の1つである仲裁費用については、その予測可能性を向上させるため、仲裁人報償金については、改正前の商事仲裁規則と同様にタイムチャージ制及び紛争金額に応じて報償金の上限を設けるという規定を維持しつつも、当事者間において仲裁廷成立前に別段の合意がない限り、原則として時間単価を一律5万円とした上、仲裁人報償金の上限は、単独仲裁人の場合、最高でも3000万円としました。他方、仲裁人の使用時間に応じて時間単価が遞減する規定は、仲裁手続を迅速化するための方策として有効であることから改正前の規則を基本的に維持しつつも、直近の仲裁事件における仲裁人の使用時間を踏まえてより実態に則した規定とするべく、递減の開始時点を60時間から150時間に改めました。

2) 詳細

(1) 仲裁人の公正性・独立性に関するルールの一層の明確化（24条）

仲裁人の公正性・独立性の確保は、仲裁手続の信頼性を確保する上で最も重要な要素の1つです。近時、仲裁人と当事者との間の利益相反についての開示義務違反を理由とする仲裁判断取消しの訴えが日本の裁判所に提起され、原審である大阪高裁は仲裁判断を取り消す旨の決定を下したもの、最高裁判所が原審の決定を破棄し、本稿執筆段階において、差し戻し後の大阪高裁において事件が未だ係属中です。

仲裁人の公正性・独立性をより確実に担保するため、本件の最高裁判所の判示事項やIBAのRules on the Taking of Evidence in International Arbitrationも参考にしつつ、仲裁人による利益相反事由

の開示義務について、以下のとおり規定をより明確化しました。

- ① 仲裁人の在任中は公正かつ独立であり続けなければならない（24条1項）
- ② 仲裁人への就任の依頼を受けた場合、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実について合理的な調査を行い、その結果、そのような事実が判明した場合には、仲裁人への就任を辞退するか、又はそのような事実のすべてを依頼した者に対して書面により開示し、その者に依頼の撤回をするか否かの判断を委ねなければならない（24条2項）
- ③ 仲裁人に選任された者は、公正独立表明書により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、自己の公正性若しくは独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示し、又はそれがない事実を表明しなければならない（24条3項）
- ④ 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者の目から見て自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実について合理的な調査を行い、その結果、そのような事実が判明した場合には、書面により、遅滞なく、当事者及びJCAAに対し、これを開示しなければならない（24条4項）
- ⑤ 仲裁人就任時に、その時点以降に上記③記載の事実が生ずる可能性がある旨の一般的な開示を行うのみでは、上記④の継続開示義務を履行したことにはならない（24条4項）

(2) 仲裁人による補助者の使用についてのルールを明記（33条）

国際仲裁において、仲裁人が、同じ法律事務所に所属するアソシエイト等を補助者として使用し、仲裁手続に係る仲裁人の仕事の一部を行わせる例があります。補助者を利用することは、仲裁人が仲裁判断等の判断事項に集中出来るなど紛争をより効率的かつ効果的に解決することに資するものであって、全体として仲裁報償金の節減に繋がるという場合には当事者にメリットがあり、一

定の有用性はあると考えられますが、一方で、仲裁人が当事者や他の仲裁人の了解を得ることなく、補助者を使用する例もあります。補助者の作業内容によっては、紛争に関する判断を仲裁廷に委ねるという仲裁の根本原理にそぐわない可能性があり、また、仲裁手続に関する秘密の漏洩等を巡る争いを生ずるおそれがあります。さらに、補助者の使用について仮に当事者の了解を事前に得ていたとしても、補助者の報償金や費用の算定を巡る協議が十分でなく、後々その金額を巡って争いが生ずることもあります。

海外の他の仲裁機関においては、いわゆる GuidelineやNotes等において補助者の利用に関する実務上の取扱いについて指針を示していますが、JCAAは、手続の透明性及び適正性の確保並びに仲裁費用の予測可能性の確保の観点から、さらに一步進め、以下のとおり、仲裁規則において、仲裁人が補助者を利用する際の規定を新たに明記しました。

- ① 仲裁人は、仲裁判断を含む仲裁廷の決定に実質的な影響を与える作業を第三者に委ねてはならず、これに反しない範囲で、単独仲裁人又は仲裁廷の長に限って、仲裁人補助者を用いることが出来ること、及びこれを用いる場合には、その仲裁人補助者に関する情報を示した上で、作業内容について説明し、報酬を支払う場合にはその計算方法等を明らかにした上で、書面により全ての当事者の了解を得なければならない（33条1項・2項）
- ② 仲裁人補助者には、仲裁人と同じ公正性・独立性を求め、守秘義務を課す（33条3項）
- ③ 仲裁人補助者の報酬及び経費は、仲裁人報償金に関する規定上は経費とするが、その補助者を用いた単独仲裁人又は仲裁廷の長について報償金の上限額を算定する際には、仲裁人補助者の報償金を当該仲裁人の報償金と読み替えることで、当該仲裁人と補助者の報償金の総額が当該仲裁人の報償金の上限を超えないようにする（33条4項）

（3）仲裁人の少数意見の公表の禁止（63条）

3名の仲裁人により構成される仲裁廷の場合、その意思決定は最終的には多数決によりますが、多数意見に同意出来ない仲裁人が、その少数意見を仲裁判断に記載することを求めたり、別途仲裁事件の当事者に対し、自らの意見を知らせることができます。しかし、仲裁廷の合議の内容は本来非公開であり、少数意見の公表はその趣旨にそぐわないおそれがあり、また、少数意見を公表することは、自分を選任した当事者に対して「自分は当該当事者の主張を支持していた」ことを少数意見という形で知らせるという仲裁人の倫理違反行為にもなりかねません。さらに、その少数意見の内容次第では、仲裁判断において負けた当事者がこれを知ることで、仲裁判断取消しの申立ての端緒となる可能性があり、仮にかかる申立てが最終的に裁判所により棄却されたとしても、当事者に無用な時間とコストが発生することになります。

そこで、上記のような問題に対処しつつ、仲裁判断の最終性及びその速やかな実行をより確実なものとするため、3人の仲裁人で構成される仲裁廷の場合、仲裁判断には仲裁廷としての決定のみを記載し、仲裁人は、その少数意見をいかなる形であれ仲裁廷の外に漏らしてはならないことを明記しました。

（4）迅速仲裁手続（旧簡易手続）の改正（83条～90条）

改正前の商事仲裁規則においては、請求額等が2,000万円以下の場合には、原則として、審問を1日に限定し、かつ、仲裁廷成立から3ヶ月以内に仲裁判断を下すことを骨子とする「簡易手続」が規定されていました。今般の改正では、通信環境の変化や仲裁手続の更なる迅速化の必要性に対応して、原則として、請求額等が5,000万円未満の事件においては、現実に仲裁廷と当事者とが会する審問を開催せず、書面のみにより手続を進めることとしました。なお、仲裁申立てに係る請求金額と反対請求に係る請求金額のいずれもが5000万円未満の場合にも迅速仲裁手続が適用されますので、このような場合には、紛争金額が最大で1億円に上る事件が、今後は迅速仲裁手続によって、

仲裁廷の成立から3か月以内に解決されることになります。

(5) 仲裁人報償金に関するルールの改正（91条～102条）

仲裁人報償金及び経費に関する予測可能性を高め、また、実務上生じている問題に対処するため、従前の「仲裁人報償金規程」の内容に変更を加えました。本体の商事仲裁規則と一体化させました。

主たる改正点とその狙いは、次の通りです。

まず、第1に、仲裁人の報償金の時間単価を、原則として、一律5万円としました。改正前の規則においては、仲裁人の経験等に応じて3万円から8万円の範囲内において協会が仲裁人の時間単価を決定するとしていたところ、今般の改正により、時間単価が当事者及び仲裁人にとって事前に明確となる上、例えば、改正前の上記規定によれば、3人の仲裁人間（特に、2名の当事者選任仲裁人間）において異なる時間単価を定めることができますでしたが、このような取扱いの結果、あたかも各仲裁人の意見の重要性が異なるかのような印象を当事者に与えることもありますので、かかる懸念も払拭しました。

第2に、仲裁人が3人の場合における仲裁人報償金の上限額については、当事者選任仲裁人の報償金額の上限は、それぞれ単独仲裁人の場合の報償金額の上限の80%とし、仲裁廷の長の報償金額の上限は、単独仲裁人の場合の報償金額の上限の120%としました。改正前の規則においては、「単独仲裁人の仲裁人報償金の上限額×3×0.8」を仲裁人3名の報償金総額の上限としていたところ、かかる上限を超えた場合には仲裁人間で報償金額をどのように分配するかという問題が生じていました。とりわけ、仲裁人の内の1人が極端に多くの時間を使用していた場合には、この問題は顕著になります。今般の改正により、各人について仲裁人報償金額の上限を設定した上、当事者選任仲裁人と仲裁廷の長とで、作業の負担の違いに伴って使用する仲裁時間に差が出ている現状を考慮して、上記のとおり、各仲裁人において異なる上限を設定しました。

第3に、仲裁人報償金の時間単価を、当該仲裁人が使用した時間に応じて遞減させていく規定について、直近のJCAAの国際仲裁事件において仲裁人の使用時間が100時間から200時間の間であることが多いというデータに基づき、時間単価の遞減が開始される時間を60時間から150時間に引き上げ、より実態に即した規定に改めました。

具体的な改正点は、以下のとおりです。

- ① 仲裁人の時間単価は、原則として一律5万円とする（93条2項）
- ② 仲裁人報償金の下限額を200万円とし、上限額は、最高でも3,000万円とする（94条1項）
- ③ 当事者選任仲裁人の報償金額の上限は、単独仲裁人の報償金額の上限の80%とし、仲裁廷の長の報償金額の上限は、単独仲裁人の報償金額の上限の120%とする（94条3項）
- ④ 仲裁人の時間単価は、150時間を使用した時点で10%の遞減が始まり、以降、当初時間単価の50%の金額になるまで50時間ごとに10%ずつ低減していく仕組みとする（95条）
- ⑤ 仲裁判断の言渡し前に仲裁手続が終了した場合及び仲裁人が欠けた場合の仲裁人報償金についてのルールを合理的かつ明確なものとするため、以下の諸点を明記する（96条1項・2項）
 - (i) 仲裁廷が成立する前に仲裁手続が終了した場合には、全ての仲裁人に報償金が支払われない
 - (ii) 死亡、忌避、解任（当事者間の合意による解任を除く。）又は辞任によって仲裁人が欠けた場合には、当該仲裁人に報償金が支払われない
 - (iii) (ii)にかかわらず、複数の仲裁人により仲裁廷が構成されている場合であって、死亡又は疾病により仲裁人が欠けたときは、仲裁人でなくなるまでの仲裁時間、最終的な紛争解決における貢献度その他の事情を勘案して、JCAAが当該仲裁人の仲裁人報償金の額を決定する
- ⑥ 仲裁廷成立前であれば、仲裁人報償金の上限額、時間単価、時間単価の遞減及び仲裁

- 人報償金の減額等について、別段の合意をすることがこととする（97条1項）
- ⑦ 仲裁廷成立後は、当事者及びJCAAに対して仲裁人報償金の増額について交渉してはならず、全ての当事者が同意する場合であっても、仲裁人報償金の計算方法は変更することができない（98条）
 - ⑧ 航空運賃はビジネスクラス料金(他の交通手段においてもこれに相当するクラスの料金)、宿泊を必要とする場合は、1泊あたり60,000円の宿泊費（食事代その他の費用を含む）一律化する（101条）

（6）管理料金に関する改正（103条～108条）

主として仲裁人報償金に関する上記改正と平仄を合わせることを目的として、請求金額等が2,000万円未満の場合は管理料金を一律50万円とともに、管理料金の上限は最大でも2500万円としました。（103条1項）

また、仲裁申立てに係る請求の全部の取り下げがあった場合の当事者への管理料金の返還について、改正前の規則では、仲裁手続開始後30日以内で、かつ、仲裁人が1人も選任されていない場合には全額を申立人に返還していましたが、その間にもJCAAによる作業は発生していることから、その返還額を90%としました。（105条・108条3項）

2. インタラクティヴ仲裁規則

1) 概要

世界の大勢となっている英米法型の仲裁手続は当事者主義を徹底するため、仲裁廷が当事者の主張整理や争点整理について積極的な役割を果たすことは少ないので現状です。こうした、所謂「グローバルスタンダード」の手続は、仲裁判断取消しのリスクを最小限に留めるという利点もある反面、当事者が、仲裁廷が重要と考えている争点に関して十分な主張立証を行わず、逆に、一審性という仲裁の性格上、結果的に仲裁判断に重大な影響を与えないような主張や立証も網羅的に行う傾向もあり、ひいては、仲裁人報償金及び代理人報償金の増大にも繋がるおそれがあります。

こうした状況を改善するための方策として、JCAAは、新たな仲裁規則である「インタラクティヴ仲裁規則」を制定しました。この規則は、改正後の商事仲裁規則と多くの共通する規定を備えながらも、その規則の名のとおり仲裁廷と当事者の「対話」を義務化することで、当事者は、仲裁廷の暫定的な考え方や問題意識を知り、紛争解決の方向性について適切に把握できるようになります。これにより、当事者が主張立証を過不足なく行うことの出来る機会を確保することで審理をより効率化するとともに、「仲裁廷の考えを仲裁判断において初めて知り、その段階ではもはや上訴も出来ない」という仲裁の一審性が持つある種の弊害を緩和することを意図しています。また、仲裁費用に対する当事者の予測可能性を更に高めるため、仲裁人報償金を請求額に応じて5段階に定額化しました。

具体的には、①仲裁廷は、手続のできるだけ早い段階で、事実関係の主張整理とそれに基づく暫定的な争点案を書面で示し、②さらに手續が進んだ段階において、遅くとも証人尋問を行うか否かの決定前に、仲裁廷が重要と考える争点についての暫定的な見解を書面で開示することを義務化しました。一方、当事者は、①及び②で仲裁廷より示された書面について、期限内に意見を述べることが求められます。また、仲裁人報償金については、例えば1億円以上50億円未満の場合には、単独仲裁人であれば300万円、3名の仲裁人の場合には、仲裁廷の長は400万円、当事者選定仲裁人は250万円の定額制としました。なお、単独仲裁人又は仲裁廷の長が補助者を使用した場合の補助者の報償金及び経費は、当該仲裁人の負担とし、当事者に追加的な費用負担が生じないようにしました。

2) 詳細

（1）仲裁廷と当事者との「対話」の義務化（その第1回目）（48条）

仲裁廷が、手続のできるだけ早い段階で、事実関係の主張整理とそれに基づく暫定的な争点案を書面で当事者に示すことを義務化しました。

ここに言う「手続のできるだけ早い段階」とは、

典型的には、仲裁申立書と答弁書が提出された後に、第1回目の準備書面ないし主張書面を両当事者が提出した段階が想定されています。ICC仲裁規則においては、仲裁申立書と答弁書が提出された段階で、terms of referenceを仲裁廷が作成しますが、JCAAのインタラクティブ仲裁規則においては、さらにもう1回書面が交換された後に主張整理を行うことで、主張整理及びそれに基づく暫定的な争点案は、より具体的なもの、特に主張整理については、仲裁判断書の基礎となりうるようなものが期待されます。また、手続の早い段階から、可能な範囲で、仲裁判断書の作成を意識した作業を進めていくことを仲裁人に期待する狙いもあります。

第1回目の「対話」の具体的な内容については、以下のとおりです。

- ① 手続のできるだけ早い段階で、仲裁廷が、(i)当事者の請求に関する事実上及び法律上の根拠についての主張を整理し、(ii)それを前提として導き出される暫定的な事実上及び法律上の争点とともに、書面により当事者に提示して、期限を定めて、当事者に意見を述べる機会を与えること(48条1項)
- ② 仲裁廷による当事者の主張の整理及び暫定的な争点の提示に対して、当事者は、仲裁廷が定めた期限までに、同意する部分としない部分とを明らかにして、書面により、意見を述べるものとする(48条2項)
- ③ 仲裁廷は、当事者が述べた意見を考慮して、当事者の主張の整理及び争点を修正することができ、それを、そのまま、仲裁判断における当事者の主張の部分の記載とすることができます(48条3項・4項)
- ④ なお、その後の手続の進行に伴い、当事者の主張の整理について加筆修正が必要であると思料する当事者は、その旨仲裁廷に書面により申し出ることができ、仲裁廷は、時機に後れていることを理由にその申し出を退けない限り、その加筆修正後の当事者の主張の整理を仲裁判断における当事者の主張の部分として採用することができる(48条5項)

(2) 仲裁廷と当事者との「対話」の義務化（その第2回目）(56条)

証人尋問を実施することは、当事者に対してより十分な立証機会を与えることで、当事者の納得感を得て仲裁判断取消しのリスクを最小限にするメリットがある反面、尋問の準備を含め膨大な時間と費用を要することになります。仮に証人尋問を実施する場合であっても、証人尋問の対象とする事項が、仲裁廷が重要と考える争点という「的」を射たものでない場合には、そのような膨大な時間と費用の多くは無駄なものとなります。

そこで、仲裁廷は、「遅くとも」証人尋問の要否を最終的に決定する前に、当事者に主張立証を要する事項を示唆し、主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようにするため、自らが重要と考える争点とこれに対する暫定的な考え方を整理して、当事者に書面により提示することを義務化しました。この第2回目の「対話」の副次的効果として、仲裁廷は、証人尋問の要否を決定する前において、それまでに当事者から提出された主張や証拠の評価について、その考えを仲裁人間で整理し、共有することが求められますので、ひいては、その後の仲裁判断に至る手続の効率化・迅速化に繋がることも期待されます。さらに、重要な争点に対する仲裁廷の暫定的な考え方を知った当事者は、仲裁の対象となっている紛争の解決について、より適切な政策判断をすることが可能となることも期待されます。

第2回目の「対話」の具体的な内容については、以下のとおりです。

- ① 仲裁廷は、当事者が主張立証活動を過不足なく、かつ効率的に行うことができるようするため、証人尋問の要否を決定する前までに、次に定める事項を可能な限り整理し、当事者に対し書面により提示しなければならない(56条1項)
 - (i) 仲裁廷が重要と思料する事実上の争点及びそれについての暫定的な考え方
 - (ii) 仲裁廷が重要と思料する法律上の争点及びそれについての暫定的な考え方
 - (iii) その他重要であると思料する事項

- ② 仲裁廷は、①記載の各項目について、期限を定めて、当事者に対し、意見を述べる機会を与えるなければならない（56条2項）
- ③ 当事者は、期限までに、書面により、①記載の各項目について意見を述べることができ、この意見においては、証人尋問を求めるか否かについての意見も述べることができる（56条3項）
- ④ 仲裁廷は、当事者の意見を勘案し、証人尋問を行うか否かを決定しなければならない（56条4項）
- ⑤ ①により提示した仲裁廷の見解は、その後の仲裁廷の判断を何ら拘束するものではない（56条5項）
- ⑥ 当事者は、仲裁人が①により見解を提示したことを理由として当該仲裁人の忌避を申し立てることはできない（56条6項）

（3）仲裁人報償金の抑制・定額化

商事仲裁規則において仲裁人報償金は、上記のとおり、上限額の定めはあるものの、原則としてタイムチャージ制により算定されますが、インタラクティヴ仲裁規則においては、この金額を抑制し、かつ分かりやすい定額制としました。その理由は、以下のような社会、特に当事者(産業界の人々)が抱く違和感を解消することにあります。

- ① 仲裁人の仕事は、本来、裁判官の職務と同様に高度な廉潔性(noble integrity)が要求されてしかるべきであり、報酬を目的とする仕事であるべきではないのではないか。
- ② 当事者としてはできれば早急な紛争解決がされることを望んでいるにも拘わらず、時間を費消すればするほど仲裁人の報酬額が多くなるタイムチャージ制の採用が、仲裁手続の長期化や、不必要に長大な仲裁判断を書く例があることの一因ではないか。
- ③ 代理人弁護士に対し、タイムチャージ制ではなく、成功報酬で依頼をしているような当事者にとっては、仲裁人の報酬がタイムチャージ制であることは理解しにくい。

仲裁人報償金の具体的な金額（消費税を除く）は、以下のとおりです。

（i）単独仲裁人の場合（94条）：

請求金額	仲裁人報償金
5000万円未満	100万円
5000万円以上1億円未満	200万円
1億円以上50億円未満	300万円
50億円以上100億円未満	400万円
100億円以上	500万円

（ii）3名の仲裁人による場合（95条）：

請求金額	当事者選任仲裁人の報償金	仲裁廷の長の報償金
5000万円未満	70万円	120万円
5000万円以上 1億円未満	150万円	250万円
1億円以上 50億円未満	250万円	400万円
50億円以上 100億円未満	350万円	500万円
100億円以上	400万円	600万円

なお、仲裁人の任務は紛争解決である以上、当事者間の仲裁手続中の和解等により仲裁手続が終了した場合であっても、仲裁人は紛争解決に貢献をしたとみなし、仲裁人報償金は原則として減額されないこととしました。（96条1項）

3. UNCITRAL仲裁管理規則

1) 概要

UNCITRAL仲裁規則は、アドホック仲裁用の仲裁規則として世界的に広く利用されているものであり、国際仲裁の経験豊かな専門家であれば、その内容を当然に熟知しているものです。また、特にインタラクティヴ仲裁規則は、手続の柔軟性について多少の制約を加えても、手續の迅速性及び当事者の主張立証活動の的確性を高める規則としていますが、UNCITRAL仲裁規則においては、手續の柔軟性が最大限に尊重されます。そのため、JCAAでの仲裁を初めて経験する外国企業、外国弁護士及び外国仲裁人にとっても、より安心して

利用できる点にメリットがあります。

UNCITRAL仲裁管理規則は、このUNCITRAL仲裁規則による仲裁手続をJCAAの管理のもので行うために必要最小限の事項を定めたものです。その内容として特筆すべき点は、この規則における仲裁人報償金を、当事者間に別段の合意がない限り、500ドルから1500ドルの間でJCAAが定める時間単価によるタイムチャージ制としている点です。上限1500ドルという数字は、LCIAやHKIAC等の主要な仲裁規則における仲裁人報償金の時間単価の上限をさらに上回るもので、これにより、紛争の規模やその重要性に応じて、当事者は、その仲裁人の選定について、商事仲裁規則やインタラクティヴ仲裁規則に比しても、さらに多様な選択肢を有することになります。

2) 詳細

(1) UNCITRAL仲裁管理規則の本体部分

JCAAの独自の手続ルールをできる限り加えず、JCAAが手続管理をする上で必要最小限の補充をするに止めていきますので、管理規則の本体部分については、今回、実質的な改正点は殆どありません。なお、UNCITRAL仲裁管理規則は英文のみです。

(2) 仲裁人報償金に関する規定：高額の報償金の支払い

管理規則として重要なものは、仲裁人報償金と管理料金に関する規定です。管理料金については、緊急保全措置命令の申立てに係る特例の定めを置かない点を除き、改正後の商事仲裁規則に定められた管理料金に関する規定と全く同じ内容を定めています。これに対して、仲裁人報償金に関する規定は以下の通り、いくつかの点で特別の規定を置いています。

- ① 報償金の金額表示をUSドル表示としている（20条1項）
- ② タイムチャージとし、時間単価は、500ドルから1,500ドルまでの範囲内において、仲裁人の経験、事件の難易等を考慮し、適切な場合には当事者の意見を聴いてJCAA

が決定する（ただし、仲裁廷の長の時間単価は、他の仲裁人の時間単価を下回らないものとするとの条件を設定し、また、全当事者の合意がある場合には、JCAAは、時間単価につき別途定めることができる。）（20条2項）

- ③ JCAAは、仲裁手続が長期化する場合には、全ての当事者の同意を得た上で、仲裁手続の中間時点でも仲裁人報償金を支払うことができるとしている（22条2項）

以上のうち、①・②は世界中の著名な仲裁人がJCAAでの仲裁を引き受けるインセンティヴを与えようとするものです。また、③は、大型事件では手続が長期化することが避けられない場合もあることから、仲裁人報償金の中間払いを可能とするものです。

4. 3つの規則の適用関係

2つの改正仲裁規則及び新規のインタラクティヴ仲裁規則の施行日は2019年1月1日であり、3つの仲裁規則の適用関係は以下のとおりとなります。

(1) 2018年12月31日以前に仲裁申立てがされた事件について

2019年1月1日以降も、引き続き改正前の商事仲裁規則又は改正前のUNCITRAL仲裁管理規則により補則されたUNCITRAL仲裁規則が適用されます。

(2) 2019年1月1日以降に仲裁申立てがされた事件について

- ① JCAAの商事仲裁規則又はUNCITRAL仲裁規則による旨の合意がある場合、改正後の商事仲裁規則又はUNCITRAL仲裁管理規則により補則されたUNCITRAL仲裁規則がそれぞれ適用されます。
- ② 適用される規則を明示しないでJCAAの下での仲裁を行う旨の合意をしている場合、改正後の商事仲裁規則が適用されます。
- ③ インタラクティヴ仲裁規則が適用されるの

は、仲裁合意においてその旨明記されている場合です。ただし、その旨の合意がない場合であっても、JCAAにより選任又は確認された仲裁人が一人もいない段階であって、当事者間の書面による合意があれば、インタラクティヴ仲裁規則を適用することができます。

III. 各仲裁規則を指定する推薦仲裁条項

JCAAの3つの仲裁規則を指定する仲裁条項例は以下のとおりです。

なお、JCAAが従前公表していた推薦仲裁条項において、仲裁地 (place of arbitration) の指定に該当する部分を、日本語では「(都市名)において」、英語では「in (name of city)」と記載しておりましたが、これらが審問等の仲裁手続を行う物理的な場所を指定したものではなく、仲裁地を指定したものであることをより明確にするため、現在の推薦仲裁条項においては、日本語では「仲裁地は (国名及び都市名) とする」、英語では「The place of the arbitration shall be (city and country)」としています。

1. 商事仲裁規則を指定する仲裁条項例

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、一般社団法人日本商事仲裁協会の商事仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は (国名及び都市名) とする。

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Commercial Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be (city and country)

2. インタラクティヴ仲裁規則を指定する仲裁条項例

この契約から又はこの契約に関連して生ずることがあるすべての紛争、論争又は意見の相違は、

一般社団法人日本商事仲裁協会のインタラクティヴ仲裁規則に従って仲裁により最終的に解決されるものとする。仲裁地は (国名及び都市名) とする。

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the Interactive Arbitration Rules of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be (city and country)

3. UNCITRAL仲裁規則及びUNCITRAL仲裁管理規則を指定する仲裁条項例

All disputes, controversies or differences arising out of or in connection with this contract shall be finally settled by arbitration in accordance with the UNCITRAL Arbitration Rules supplemented by the Administrative Rules for UNCITRAL Arbitration of The Japan Commercial Arbitration Association. The place of the arbitration shall be [city and country].

